

# 船舶事故調査報告書

平成31年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成30年10月19日 10時45分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市撫養港 大磯埼灯台から真方位279° 1,730m付近 (概位 北緯34° 11.0′ 東経134° 37.4′)
事故の概要	プレジャーボートなるとは、航行中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成30年10月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート なると、5トン未満（長さ9.71m）
船舶番号、船舶所有者等	252-19132 徳島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、撫養港内において、主機を中立運転とし、漂泊して釣りを行っていたところ、船長が主機の運転音に異常を感じたので、釣りをやめて定係港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、警報音が鳴って主機が停止したので機関室を見たところ、大量の海水が機関室に浸入していることを認め、自力での航行を断念して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航され、撫養港公共岸壁付近で沈没し、その日のうちに引き揚げられて近くの船舶修理業者に搬送された。</p> <p>船長は、本事故後、‘主機の冷却海水管に装備されている海水こし器のプラスチック製の蓋’（以下「海水こし器の蓋」という。）に経年劣化により亀裂が生じて破損し、海水が噴出したことを認めた。</p> <p>船長は、本事故当時、海水こし器の蓋が経年使用により劣化していることに気付かなかった。</p>
分析	本船は、撫養港内を航行中、海水こし器の蓋が経年劣化により破損したことから、冷却海水管内の海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、撫養港内を航行中、海水こし器の蓋が経年劣化により破損したため、冷却海水管内の海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 冷却海水のこし器にプラスチック製部品が使用されている場合、経年劣化の状況を確認し、必要に応じて交換すること。</li><li>・ 主機の運転音がふだんと異なる場合は、すぐに機関室に入って主機の運転状態を確認すること。</li></ul>
--------------	---